

越智貢・土屋俊・水谷雅彦編

『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』

ナカニシヤ出版、2000年

貸川聡子

本書の目的と概要

一般に「情報倫理」という語は、個々の電子ネットワークのトラブルに対処するための利用ガイドラインや倫理コードを指すものと考えられることが多いが、「情報倫理学」としての本書は、そうした情報倫理そのものに対する学的な反省の営みである、という部分が強調されている。今回は10章の論文からなる本書のうち、以下の2つの章を取り上げて紹介する。

水谷雅彦「インターネット時代の情報倫理学」

越智貢「「情報モラル」の教育 ―倫理的視点から―」

水谷雅彦「インターネット時代の情報倫理学」

この論文は、越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』の第一章に収められている。「情報倫理学」とは何であるのか、そこでは具体的にはどんな問題が扱われているのか、ということ概観するのが本章の目的である。

情報倫理とコンピュータ

「情報倫理学」は、応用倫理学の各領域を情報という観点から総合的に研究しうる、基礎学としての性格を持つべきであり、いわゆる「コンピュータ・エシックス」とは概念上必ずしも一致しない、ということを筆者は強調する。このことに留意しつつ、とくにコンピュータに関わる倫理問題について、その主な原因となるコンピュータの特質を取り上げて論ずる。

現代社会におけるコンピュータの「遍在化」は、コンピュータへの無意識的依存を増大させている。そして問題なのは、そういった依存の対象であるコンピュータ・システムが「欠陥」を前提とされたものであり、必然的にコンピュータに対する「責任」も希薄になっている、ということである。責任の希薄さはコンピュータの「専門家」の存在を疑わしいものにする。ある技術に対する義務や責任に関わる「職業倫理」(Professional Ethics)を担うべき専門家が、情報技術の領域には存在しないのである。

情報倫理の諸問題

プライバシー

(1) プライバシーとはいかなる権利か

プライバシーの権利とは、一般に、個人の私生活に関する事柄がみだりに他人の目にさらされない権利、あるいは「ほおっておいてもらう権利」(right to be let alone)だといわれている。た

だ留意すべきは、プライバシーとは他者との関係性の中で成立する相対的な性質のものであり、絶対的に私秘的な領域というものは想定されてはいない、ということである。また、プライバシーの権利は自己に対するアクセス権を自らコントロールする権利という側面も持つが、この権利は本人の自覚なしに阻害される場合がしばしばある、という問題がある。

(2)電子ネットワークとプライバシー

電子ネットワーク時代においては、従来の社会よりもプライバシーに関する問題は大幅に広がっており、この時代に即した形でのプライバシーの権利の再検討が必要となっている。またそれは同時に、この時代における「公と私」という大きな問題にもつながる。ここでプライバシーに対する脅威となる具体的な要素として、筆者は(1)保存可能なデータ量の増大、(2)データ処理速度の増大、(3)情報の転送速度の増大、(4)情報の流出可能性の増大、の4点を挙げている。

「有害」なコンテンツとその規制

これまでになされてきたポルノグラフィや名誉毀損、プライバシー侵害などの表現の自由に対する規制についての議論は、各国の既存の実定法レベルでの議論にすぎなかった。しかし、インターネットのような国際的な情報流通が容易である現在において、電子ネットワーク上の「有害」コンテンツの規制にこれまでの議論を適用するには無理がある。そこで、国際化と新しいテクノロジーへの対応が必要となるが、現在では未だそれぞれの国が既存の法律や新立法によって対応しているだけのように思われる。ここではその例として、日本とアメリカにおけるコンテンツ規制についての考察がなされている。

(1)現行刑法の適用の問題（日本の場合）

日本におけるコンテンツの法的規制で典型的なのは、ネットワーク上での猥褻画像頒布の容疑で逮捕される、というものである。ここでは、電話会社あるいは放送局を対象とする規制をプロバイダなどコンテンツの管理者に適用したり、リンクという概念が引用やコピーなどの概念とのアナロジーで考えられるなど、既存の法や概念では説明しきれないものに対する相当に無理な適用がしばしば試みられている。

(2)新法立法の問題(アメリカの場合)

アメリカでは、この問題について「1996年通信品位法」Communication Decency Act of 1996(CDA)という新法の制定による対処が試みられた。これに対しては大きな反対運動が起き、最終的に連邦最高裁が97年6月に違憲判決を出しCDAは廃棄された。一般に表現の自由に対する法的な規制が認められる条件としては、(1)検閲などによる事前規制でないこと、(2)「明白かつ現在の危険」(clear and present danger)という基準を満たしていること、(3)同様の目的の達成のために表現の自由に反することがより少ない手段が他にないこと、(4)曖昧な表現による規制でないこと、が挙げられる。CDAは広範すぎる規制であり、その表現も曖昧であるという点でこれらを満たしていなかったと考えられる。[1]

(3)新しい対処法(情報フィルタリングの問題)

CDAの違憲判決などをうけ、「有害」コンテンツへの対処法は、最近では受信者がソフトウェアなどを使ってフィルタリングする、という方向に変化しつつある。ただソフトウェアのデータベースによるものには限界があるため、考えられたのが発信者による自発的なレイティング(格付け)をもとにしたフィルタリングである。これは、発信者の自発的レイティングと受信者によ

る自主的選別という点で、「民主的」でかつ電子ネットワークの特性を考慮したもののように思われる。が、この方式にも管理者側の恣意的なフィルタリングの可能性など問題はある。また、根本的に考えるべきなのは、情報というものにレイティングをつけるということはどういうことか、ということである。猥褻な画像といったものはまだしも、例えば同性愛についての議論や文学作品などにみられるような「言葉」そのものなども基準の対象とするのはかなり危険なことであろう。

(4)管理者の憂鬱

個々のウェブサーバの管理者が抱える、コンテンツ規制の問題に対する現実的対処法について考察する。よく用いられる手段として、利用規程を作り利用するメンバーに周知徹底しておくことがある。しかしこれも規制の対象の線引きなど、微妙な問題を含んでいる。

今後の情報倫理学の射程は、個別問題の列挙だけでなく基本的な点から「情報」という概念を考察すること、そして情報化時代に対応した新たな倫理学理論をさまざまな領域において構築することにある。情報技術は発達することが絶対的な理想だとみなされているため、生命倫理や環境倫理においてあるように、テクノロジーそのもののあり方が問題にされることは情報倫理においてはあまりない。そこではいまだ、テクノロジーの善用／悪用論が問題にされているにすぎない。しかしここでもやはり、既存の規範システムを個々の新しい問題に当てはめるというだけでなく、「情報」という概念に関する踏み込んだ考察と再検討が必要であると思われる。

例えばそれは、コミュニケーションという領域にもあてはまる。電子ネットワークは、ファイル転送や電子メールの利便性について見れば、コミュニケーションを確実に促進している。ここではこのことに対する根本的な批判と賛同が取り上げられている。前者は、ポール・ヴィリリオの「速度」論である。彼のユニークな批判は、テクノロジー善用／悪用論にとどまらず、かつ素朴なテクノロジー全否定でもない、情報倫理学の中で新しい役割を担いうるものである。後者のマーク・ポスターは、電子ネットワーク上のコミュニケーションは直接民主主義の理想の実現を可能にする、とまで主張する。電子ネットワークには、これまでコミュニケーションの阻害要因となってきた人間的属性(人種、性別、財産など)から解放されうる、という特性があるからだ。確かにこうした形式上の平等によって、一部の権力に独占されてきた公的な場への情報発信が、少数者・社会的弱者にも可能になる。しかし、これにも問題がある。まずこれの「匿名性」という特性が、情報の信頼度や情報発信の責任の所在という点で問題を引き起こしうる。それから、社会的弱者の解放という点も、障害、貧困、高齢などの理由による社会的弱者である人々は、現在のコンピュータ・システムでは逆に「情報弱者」となって一時的にせよ格差が増大してしまうかもしれない、という問題がある。しかしまた、こうした問題を考えることは高度情報化社会の将来的デザインを考えることにつながるだろう。

今後増え続けるであろう個別問題をすべて予測するのは不可能である。だからこそ、情報倫理学には、問題の考察を通じて将来の情報社会への提言を行なっていくという課題も存する。

註

[1] 98年7月には、未成年保護に特化し規制を商用目的のサイトに限った「児童オンライン保護法」Child Online Protection Act(COPA)が成立しているが、これも本年6月、非ポルノのサイトにまで影響を与えかねない点などで違憲と裁定されている(政府の見解は現在出ていない)。

越智貢「情報モラル」の教育 ―倫理的視点から―

もう一つのモラル教育

新学習指導要領において、中・高校に初めて情報教育が課せられ、その一環としてそれに関わるモラルも学習の対象となった。そのモラルが「情報モラル」と呼ばれているものである。同じくかつてトップダウンで教育されるようになった、道徳の時間に扱うモラルをここでは「日常モラル」と呼び、情報モラルと日常モラルの違いとこの二つの共存がどのような事態を呼ぶのか、それを倫理的視点から考察しようというのが本章のねらいである。(この論文は、越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』に収められている。)

情報モラルとは？

「情報モラル」という言葉の検討を試みる。

「情報モラル」は、新学習指導要領の公示によって知られるようになった和製の造語であり、その意味では「インフォメーション・エシックス」の訳語である「情報倫理」という言葉とは違う。ゆえに「情報モラル」独自の定義が必要となるはずである。しかしこの言葉が使用されている主な資料をみても、具体的なトラブルは述べられていても「情報モラル」の明確な説明はなされていない。また、「情報モラル」という言葉が一方ではネチケットと同じような意味で、一方では電子ネットワークで守るべき正しい行為のような意味で使用されており、使い方も統一されていないのである。

セキュリティ・モラル

とはいえ、「情報モラル」が「情報倫理」と同じ役割を担うものであるのは新学習指導要領などの資料を見れば明らかである。そこでここでは、情報モラルと共通の性質として情報倫理の「モラル性」を分析することで、情報モラルの特性を考察する。

一般に「情報倫理」として定義されているのは、「情報化社会においてわれわれが社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最小限守るべきルール」(『情報倫理概論(1995年版)』私立大学情報教育協会)といった内容のものである。ここから見られる特徴的な情報倫理のモラル性は次の5つが挙げられる。

1. 行為の倫理：

情報倫理においては、人間性ではなく、行為が問題にされている。

2. 消極的な倫理：

よい行為を行なう倫理ではなく、悪い行為を行なわないという倫理、つまりポジティブな倫理ではなくネガティブな倫理である。

3. 結果の倫理：

行為の結果のみが問われ、行為の動機は問われない。情報倫理では「よい」行為と「悪くない」行為は等価である。

4. 知の倫理：

行為の判断基準は個人の道徳的心情ではなく知識や規則にあり、それに基づいた行為がよ

い行為となる。

5.安全の倫理：

情報倫理の目指すべき価値はシステムやユーザの安全である。

情報倫理は電子ネットワーク上の安全保障、すなわち「セキュリティ・モラル」として捉えることができ、セキュリティ・モラル以上のことを求める「日常モラル」とは違った特殊な倫理であることがわかる。そしてこの特殊性は情報モラルにもあてはまる。

情報モラルの高さ

情報モラル教育が目指す人間像とはどんなものか。ここではシラーの寓話を使って考察している。シラーは 5 つの例を出し、その中で真の道徳的行為であるのは本能的に道徳的義務を果たした行為のみであると主張した。彼は「行為の倫理」ではなく「人間性の倫理」が必要であると考えていたのである。「日常モラル」の目標とする人間像は、こうしたシラーの見解に基づくような道徳的に「美しい」心を持った人である。

一方、情報倫理／情報モラルは既に述べたように「行為の倫理」であり、かつ行為の動機も問われない「結果の倫理」である。ゆえに目指すべき人間像もシラーのいうような心の美しい人である必要はなく、セキュリティ・モラルを守ることのできる人で充分なのであり、その意味では情報モラルの目標は低いといえる。

情報モラルの強制力

モラルを実践する上で必要となる、行為への強制力については、情報モラルの場合どのようなものが考えられるのだろうか。

ベンサムは物理的サンクション、政治的サンクション、大衆的サンクション、宗教的サンクションの四つの強制力を挙げ、ミルはそれらを「外的サンクション」として一括し、「内的サンクション」、すなわち良心と対比させて議論している。日常モラルはこうした内的サンクションを前提としうるが、情報モラルの場合には、外的サンクションを頼みにせざるをえない。なぜなら良心は人間性の倫理に関わるものであり、情報モラルは目標にはしえないものであるからだ。

しかし、電子ネットワークにおける非対面性や匿名性は、頼みにするはずの外的サンクションを機能させにくくする。だからこそ種々のトラブルが生ずるのであり、情報倫理／情報モラルが必要とされるのである。これに関する事例として、「合理的エゴイスト」という人間類型がある。合理的エゴイストとは、自己利益を図るというポリシーを持った頭のいい利己主義者を意味する。彼はモラルをよく知っているにもかかわらず、彼にとってモラルは行為選択の必然的な理由にならない。当然内的サンクションは機能しないが、それどころか外的サンクションがリスクとして機能しないところでは、彼は平然とモラルにもとる行為をする。外的サンクションの働きにくい電子ネットワークの世界に合理的エゴイストが混在した場合、彼に対して情報倫理／情報モラルはほとんど無力となる。このように、情報倫理／情報モラルの目標は低いとはいえ、その実現は容易ではない。

日常モラルの現在

しかし実際には、日常モラルが既に身につけている人であれば、情報倫理／情報モラルの実現はそう困難ではないだろう。「よい人」であれば「よいネットワーカー」たりうるのは容易である。この意味では、情報倫理／情報モラルは日常モラルをベースとする二次的モラルであるといえよう。情報モラルの教育は日常モラル、つまり通常の道德教育の成功と無関係ではない。

問題なのは、現状では土台である日常モラルそのものもうまく機能していないということである。外的サンクションだけでなく、内的サンクション、すなわち良心も弱体化している。国家公務員倫理法のように、内的サンクションが働くべきモラルの実現のために外的サンクションの代表である法を制定するといった事態も起きているのである。

モラルの存在理由

今日いわれているモラルとは、他者への配慮を旨とするものである。しかし、かつてある時期まではモラルは自己を高めるためのモラル、つまり自己への配慮を旨とするものであった。この二者はモラルの存在理由という点が大きく違っている。自己への配慮であるモラルの理由はもともと自己と結びついたものであるが、他者への配慮であるモラルでは、それを自己に結び付けて維持するにはモラルそのもの以外の別の理由が必要になる。今日、モラルの自明性が喪失しているといわれるのはこうしたことによる。

情報倫理／情報モラルは、既に述べてきたようにセキュリティ・モラル、すなわち安全保障のためのモラルである。つまり、トラブルを回避しネットワーク上の営みを円滑に行なうために、他者に対する行為（非行為）を指示し、他者に対する〈最低限の〉配慮を求めるモラルなのである。この実践によって自己は守られ安全を保障されるものであって、高めて完成させるべきものではない。情報モラルでもやはり、自己への配慮はモラル外のものなのである。しかし、もし現在のモラル一般が、そしてまた情報モラルも自己への配慮を旨とするモラルであれば、たとえ外的サンクションが働きにくい世界であっても、モラルの実践は遂行されうるであろう。

(かしかわさとこ 京都大学文学部)